

主な導入国における関連税の課税段階・課税対象 (暫定版)

1 . スウェーデン	1 page
2 . ドイツ	2 page
3 . イギリス	3 page
4 . スイス	4 page

# 1. スウェーデンにおける関連税の課税段階・課税対象

		課 税 対 象									
		石炭	石油及び石油製品						天然ガス	電気	
			交通用			その他					
			ガソリン	ディーゼル /軽油	航空機燃料 (ケロシン)	軽油	重油	LPG			灯油
課税段階	上流 <sup>a</sup>										
	下流 <sup>b</sup>										

燃料を製造及び加工するもの。  
卸売者も該当。

納税義務者 卸売者または、製造者

納税義務者 電気を生産する者、  
及び商業的に供給する者

納税義務者 輸入者 (100%輸入)



エネルギー税



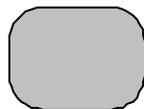
炭素税

## 2. ドイツにおける関連税の課税段階・課税対象

		課 税 対 象								
		石炭	石油及び石油製品						天然ガス	電気
			交通用			その他				
			ガソリン	ディーゼル /軽油	航空機燃料 (ケロシン)	軽油	重油	LPG		
課税段階	上流 <sup>a</sup>									
	下流 <sup>b</sup>									



鉱油税



電気税

納税義務者:石油供給企業

納税義務は、電気が電気供給事業者から国内の最終消費者に買い取られ、電気を他のエネルギーへ転換する際に発生。  
納税義務者:電気供給事業者

\* (ドイツにおける温暖化対策税制は、上の2税のうち『998年以降の鉱油税上乘分 + 電気税』が該当するものと考えられる。)

### 3. イギリスにおける関連税の課税段階・課税対象

		課 税 対 象								
		石炭	石油及び石油製品						天然ガス	電気
			交通用			その他				
			ガソリン	ディーゼル /軽油	航空機燃料 (ケロシン)	軽油	重油	LPG		
課税段階	上流 <sup>a</sup>	国内の精製工程を経ない場合、輸入の際に課税 (納税義務者: 輸入者)								
	下流 <sup>b</sup>		国内の精製工程を経る場合、卸売の際に課税 (納税義務者: 製造者)							



炭化水素油税

販売の際に課税  
納税義務者: 供給業者



気候変動税

#### 4. スイスにおける関連税の課税段階・課税対象

		課 税 対 象								
		石炭	石油及び石油製品						天然ガス	電気
			交通用			その他				
			ガソリン	ディーゼル /軽油	航空機燃料 (ケロシン)	軽油	重油	LPG		
課税段階	上流									
	下流									

鉱物油税、CO<sub>2</sub>税ともに税関において徴収される。



鉱物油税



CO<sub>2</sub>税 (2004年以降の導入を検討中)